

令和8年度社会福祉研修事業 業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「令和8年度社会福祉研修事業」を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業目的

社会福祉事業等に従事する者の資質の向上等を図るため、社会福祉法第21条の規定により、社会福祉に関する研修を体系的・段階的に実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託料

20,865,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※当該委託料は、令和8年2月県議会において、令和8年度予算案が成立することを前提とします。

4 委託業務の内容

（1）対象者

県及び市町村職員（政令市・中核市を除く。）

（2）研修の実施方法等

①別紙「令和8年度社会福祉研修事業計画書」に基づき企画立案し、運営する。

②「令和8年度社会福祉研修事業」に係る実施結果報告書を作成し、令和9年2月末までに提出する。

実施結果報告書には、次の内容を含むものとする。

・実施した研修について集計・分析したもの

・研修生に対して実施したアンケート調査について集計・分析したもの

③全ての社会福祉研修について、実施結果を踏まえ、県と調整、市町村の意見を反映し、効果的な研修の提案をまとめたものを令和9年3月末日までに提出する。

④事業完了報告書及び収支決算報告書を作成し、事業が終了してから30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出する。

⑤状況に応じてオンライン（Z o o m）やオンデマンドによる実施にも対応する。

⑥提出する資料について、電子データによる提出にも努める。

5 その他事項

（1）仕様変更

本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め千葉県と協議の上、承認を得ること。

（2）記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、千葉県の指示に従うこと。

(3) その他

- ①本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、千葉県と協議すること。
- ②採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。
- ③研修事業の履行に当たっては、別記「個人情報等取扱特記事項」を順守すること。